

平成28年4月28日
水管理・国土保全局河川環境課

水防月間(5月1日～5月31日)のお知らせ ～洪水から守ろうみんなの地域～

国土交通省では「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、関係機関と連携して、ハード・ソフト一体となった減災の取組を進めているところです。

減災の取組の一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解を深められるよう、5月(北海道では6月)を「水防月間」として定め、毎年、様々な取組を実施しています。

本年も、関係機関と協力し、各地域において、総合水防演習等の水防訓練や水防団等と河川管理者による合同巡視等の取組を実施します。

【「水防月間」中の取り組み】

水防訓練

(1) 総合水防演習

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した大規模な総合水防演習を行います。

地元企業や自治会、NPOなど多様な主体の参加とともに、見学者向けの体験コーナーの設置や分かり易い水防工法等の解説を行うことで、地域の水防意識の向上を図ります。

(2) 水防管理団体(市町村等)が行う水防訓練

水防団や消防団を対象とした水防工法の知識の取得と技術の体得のための水防工法訓練の開催が予定されています。

(3) 水防技術講習会

水防団や国土交通省職員を対象とした、河川管理施設(樋門等)や災害対策車両(排水ポンプ車等)の操作訓練等を行う水防技術講習会を開催します。

洪水予報連絡会等の開催

国が水防管理団体や都道府県、警察、自衛隊など関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報といった水防活動に必要な情報の伝達体制の確認をします。

水防団等と河川管理者による重要水防箇所合同巡視

水防団等と河川管理者が合同で巡視を行い、水防活動のうえで特に注意を要する箇所(重要水防箇所)や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の適切な水防活動を行えるよう備えます。

